
今月のテーマ 平成 28 年度税制改正大綱

平成 28 年度税制改正大綱が平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定されました。今回のタックスニュースでは、大綱の中から注目すべき内容をご紹介します。国会審議前の法案であることから改正の内容に変更が生じる可能性があることを踏まえてお読みください。

1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設（所得税）

相続開始直前に被相続人のみが居住していた一定の建物及びその建物の敷地を相続により取得した個人が相続から 3 年を経過する年の年末までに一定の要件を満たす譲渡をした場合には、居住用財産の譲渡に係る特別控除を適用することができるようになります。これにより、3,000 万円までの譲渡所得について所得税が発生しないこととなります。なお、この規定の適用となるのは、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間にされた譲渡とされております。

2. 住宅の三世同居改修工事等に係る特例の創設（所得税）

① 三世同居住宅の改修工事等に係る借入金等を有する場合の所得税額の控除

個人が、その所有する居住用家屋について一定の三世同居改修工事を含む増改築等をして、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間にその個人の居住の用に供した場合、いわゆる住宅ローン控除の制度と同様に、その増改築等にかかる費用に相当する借入金の年末残高（250 万円を限度）の 2%相当額を所得税額から控除することができます。なお、この特例は現行の住宅の増改築等に係る借入金がある場合の所得税額の控除との選択適用となります。

② 既存住宅の三世同居改修工事をした場合の所得税額の控除

個人が、その所有する居住用家屋について一定の三世同居改修工事をし、上記と同じ期間中に居住の用に供した場合、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例を受けることができるようになりました。これにより、その三世同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250 万円を限度）の 10%相当額を所得税額から控除することができます。

3. スイッチOTC薬控除の創設（所得税）

予防接種や定期健康診断など健康の維持増進や疾病の予防を目的に、予防接種や健康診断、がん検診などを受診する個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、その年中における自己又は自己と生計を共にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入金額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（8 万 8 千円を限度）を医療費控除と同様に総所得金額等から控除します。ただし、この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除を適用することはできません。

なお、上記の一定のスイッチOTC医薬品とは、薬剤師による対面販売が義務付けられた医薬品や医療用から市販用に転換された医療品をいいます。

4. 法人税率等の引下げ（法人税）

法人税の税率が下図のように段階的に引き下げられます。なお、下図は資本金の額等が 1 億円超の大法人を前提としています。

	H27.4/1以後に開始する事業年度		H28.4/1以後に開始する事業年度	H30.4/1以後に開始する事業年度
法人税率	23.90%		23.40%	23.20%
実効税率	32.11%		29.97%	29.74%

5. 減価償却制度の見直し（法人税・所得税）

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却方法について、定率法が廃止され、下図のように変更されます。

資産の区分	償却方法
建物附属設備及び構築物（鉱業用のこれらの資産を除く）	定額法
鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備及び構築物に限る）	定額法又は生産高比例法

6. 欠損金の繰越控除制度等の見直し（法人税）

平成 27 年度税制改正において決定した青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度等における控除限度額の段階的な引下げ措置について、下図のとおり部分的に前倒しされることとなります。なお、この改正の対象となるのは、資本金の額等が 1 億円超の大法人となります。

平成27年度税制改正後		平成28年度税制改正大綱	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月～平成29年3月	100分の65	平成27年4月～平成28年3月	100分の65
		平成28年4月～平成29年3月	100分の60
平成29年4月～	100分の50	平成29年4月～平成30年3月	100分の55
		平成30年4月～	100分の50

7. 消費税の軽減税率制度（消費税）

消費税の軽減税率制度が、平成 29 年 4 月 1 日から導入されます。これに伴い、複数税率制度に対応した仕入れ税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（以下、「インボイス方式」といいます。）が平成 33 年 4 月 1 日から導入されます。

(1) 軽減税率対象品目

軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等（以下、「軽減対象課税資産の譲渡等」といいます。）は次の 2 つが決められており、軽減税率は 8%（内訳は国分 6.24%、地方分 1.76%）となります。

- ① 飲食料品の譲渡（酒類及び外食サービスを除く）
- ② 定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞の譲渡

(2) インボイス方式が導入されるまでの経過措置

インボイス方式が導入されるまでの期間における仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式が維持されます。ただし、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るもの（以下、軽減対象課税資産といいます。）である場合には、「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに合計した対価の額」を請求書等に記載する必要があります。これらの記載事項は、請求書等を受取った事業者が事実に基づき追記することも認められます。

(3) 中小事業者への経過措置

基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である軽減対象課税資産の譲渡等を行う事業者で、売上又は仕入を税率の異なるごとに区分することが困難な事業者に対しては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間について、一定の割合をもって軽減対象課税資産の譲渡等の金額を区分して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することができるような措置が取られます。

8. クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続きについて、納税者がインターネットを利用してクレジットカードにより納付しようとする場合、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができます。クレジットカードによる国税の納付は、平成 29 年 1 月 4 日以後に納付を委託する場合に適用されます。